

○厚生労働省令第二百二十五号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百四十二号）の施行に伴い、及び毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月十五日

厚生労働大臣 細川 律夫

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一劇物の項第十一号の九中(143)を(144)とし、(35)から(142)までを(36)から(143)までとし、(34)の次に次のように加える。

(35) N—「(RS)—シアノ（チオフエン—ニール）メチル」—四—エチル—ニ—（エチルアミノ）

—一・三—チアゾール—五—カルボキサミド（別名エタボキサム）及びこれを含有する製剤

別表第一劇物の項第二十号から二十四号までを次のように改める。

二十一・三―ジクロロプロペン及びこれを含む製剤

二十一から二十四まで 削除

附 則

この省令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。